イ　加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置する。

ウ　加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置する。

エ　加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置する。

オ　加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。

カ　加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）及びクロスコネクト装置を設置する。

キ　加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）及びクロスコネクト装置を設置する。

ク　加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

⑵　加入者交換機の設備量から、⑴のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

⑶　中継交換機が２台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクト装置を設置することとし、⑴のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

⑷　⑵及び⑶で選択された組合せと⑴のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

３　１及び２の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等（低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ＡＴＭ専用線回線数、ＡＴＭデータ伝送回線数、ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数及び光地域ＩＰ回線数）に係る設備量を、それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。

４　投資額の算定

次の算定式により、前３項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額＝多重変換装置投資額
＋高速終端中継伝送装置投資額
＋クロスコネクト装置投資額
＋分岐挿入伝送装置投資額